



**JTSU-B
申2号**

「2020年度賃金引き上げにおける 全組合員一律のベースアップを求める申し入れ」

ジェイアールバス関東における第3四半期決算は、台風19号の影響により営業収入は減収となったものの、中短距離路線や地域自治体との連携を強化している一般線が引き続き堅調に推移し、昨年並みの営業損益を維持しています。これらは、慢性的な要員不足による休日出勤・長時間労働のなか、安全第一を基軸とした輸送サービスを現場第一線から創り出してきた組合員の努力の賜物です。

私たちを取り巻く環境は、2019年10月の消費税10%引き上げによる家計への影響は大きく、家計支出は減少し、景況感も悪化しているのが実態であると言えます。

ジェイアールバス関東会社に働く組合員が、働きがいを実感できる環境と労働条件を確保することが今こそ求められています。そのためには一律定額のベースアップの実施は必要不可欠です。

したがって、下記のとおり申し入れました。

1. 物価上昇分を考慮した生活維持向上分としてのベースアップとして、2020年4月1日以降のジェイアールバス関東労働組合員の基本給、及び契約社員A基本賃金を一律5,000円(定期昇給を含まない)引き上げること。
2. 就業規則及び賃金規程に関わる諸規程に基づき、定期昇給を実施すること。
3. 2020年4月1日以降の契約社員B・日給制臨時雇用員の基本日額を一律15,000円にすること。
4. 時給制臨時雇用員の時給を一律2,000円にすること。
5. 回答指定日は、2020年3月30日～31日とすること。

JTSU-Bの20春闘方針が決定！

2020年4月1日以降のJTSU-B組合員・契約社員Aの基本給を
一律5,000円(定昇を含まない)引き上げること

2020年4月1日以降の契約社員B・日給制臨時雇用員の基本日額を
一律15,000円にすること

時給制臨時雇用員の時給を**一律2,000円にすること**

定期昇給を実施すること

回答については3月31日まで